

令和元年10月開始

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内

## （保育園・認定こども園（保育認定）に入園しているお子様）

- ① 保育園・認定こども園（保育認定）を利用する年少（3歳児）クラスから年長（5歳児クラス）までのお子様を対象に、保育料の無償化を行います。

### 無償化の内容

- ◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年10月分から**月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。**

### 無償化の対象とならないもの

- ◆基本保育料とは別に、延長保育料・食材料費・行事費などは無償化の対象となりませんので、これまでどおりご負担いただきます。

- ◆副食費（おかず・おやつ）

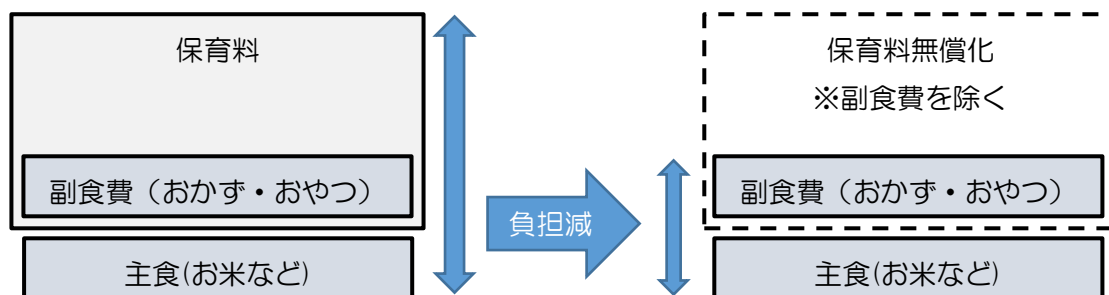
伊那市立園の場合は 3,000 円/月（基準額 4,500 円/月から 1,500 円/月を軽減した額）

※私立園については各園の定めた料金を園へ直接お支払ください。なお、伊那市立園と同様に 1,500 円/月を上限に軽減します。

※1,500 円/月の軽減は、伊那市に住民票をおくお子様についてのみ適用します。

【これまで】

【無償化後】



ただし、次の場合は副食費が免除されます。

- ①父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が 57,700 円未満の世帯
- ②父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が 77,101 円未満の要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）
- ③保護者と生計を一にする子どもから数えて第3子以降にあたる園児

住宅借入金等特別控除  
配当控除等が控除される前の金額

**小学生以上の子どもから数えて第3子以降となる場合は、別途申請が必要です。**

- 提出するもの・・・「保育料・副食費軽減措置対象児童等申出書」
- 提出期限・・・令和元年10月 4日（金）
- 提出先・・・通園している園

②

住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児クラスのお子様についても保育料の無償化を行います。

### 無償化の内容

- ◆上記に該当するお子様については、新たな手続きなしで無償化の対象となり、令和元年10月分から月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。
- ◆課税額の変更により非課税世帯でなくなった場合には無償化の対象外となりますので、市の定める保育料を納入いただきます。